岐阜県飼養衛生管理指導等計画

(令和6~8年度)

令和6年4月1日 (第3版)

目次

| は | じ | めに | • | | • | | | | | | | | | | | ٠ | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
|-------------|---|----------------------------------|-------------------------------|--|------------------|-------------------------------|--|----------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------------|---|---|-----------------------------|--|--|---------------------------|------------------|---|-------------------------------|---|--|---------------------------------------|---------------------------------------|---|-------------------|--------------------|--------------|-------------|-------------------|--------------|--------|-----|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | <u>—</u> | 章 | 飼 | 養律 | j生 | 管 | 理 | に | 係 | る: | 指 | 導: | 等(| の | 実が | して | 関 | す | る | 基ス | 本白 | りた | こプ | 可向 |] | | | | | | | | | |
| Ι | ļ | 岐阜 | .県(| の畜 | 産 | 業 | 及 | び | 家 | 畜 | 衛生 | 生 | のヨ | 見 | 犬· | ٠ | ٠ | ٠ | • | • | | • | • | • | ٠ | • | • | ٠ | • | • | • | • | • : | 2 |
| | 1 | 岐 | 阜 | 県の | 畜 | 産 | 業(| の: | 現 | 犬 | • | • | • | • | | ٠ | • | • | • | • | | • | • | • | ٠ | • | • | • | • | • | • | | • : | 2 |
| | 2 | 関 | [係[| 団体 | | • | • | • | | | | | • | • | | • | • | • | • | | | • | • | | ٠ | • | • | • | ٠ | | | • | • : | 2 |
| Π | 5 | 家畜 | - - - | 二汰 | ·⊮⊢ | 佐 | · 幸 | Φ. | 烈 | / _ \ | - -` | ; . | TG 7 | / K '5 | 左玄 | (合 | 廾 | - | ഗ≣ | 甲阜 | 百. | | | | | | | | | | | | | 3 |
| ш | 1 | | 年(| - | • | | | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | _ |
| | 7 | | • | - | | | | .—. | | | - | | | | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | _ |
| | 2 | _ | 畜[| | | | | - | | | | | | | | | | | | | | | - | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 涿 | 畜(| 云 梁 | 绀王 | 泆· | 洒(| <i>(</i> () | 允 。 | 王! | 诗 l | l — (| £3 (| ア 々 | S E | 引糸 | 煖 | (天) | 寺(| 2 ر | り討 | ₹起 | ₫ • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • ; | 0 |
| Ш | į | 指導 | 等(| こ関 | す | る | 基: | 本I | 的 | な | 方「 | 白 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | - ! | 5 |
| | 1 | 指 | 澊 | 等に | 関 | す | る | 基: | 本自 | 的 | な | 方 | 白 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ٠, | 5 |
| | 2 | 指 | 澊 | 等の | 実 | 施 | 方 | 法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | . (| 6 |
| | 3 | 家 | 畜(| の特 | 定 | 伝 | 染′ | 性 | 疾 | 病 | のき | 発: | 生! | IJ | スク | が | 高 | ま | つ7 | t= c | 느 | <u>ξ</u> 0. |)指 | 導 | [[| 係 | る | 取 | 組 | | | | | 6 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第 | <u>_</u> 1 | 章 | 家記 | 畜の | 餇 | 養 | に | 係 | る | 衛: | 生 | 管 | 理(| のキ | 犬涉 | 並 | び | に | 家 | 畜 | のた | 云斜 | 性 | 族 | 病 | の | 発 | 生 | の | 状 | 況 | 及 | び | 動向 |
| 第 | <u>=</u> : | 章 | | 畜の 巴握 | - | | | | | | | | | | | | | | | | - | | 性 | 生疾 | 病 | の | 発 | 生 | <u></u> の | 状 | 況 | 及 | び | 動向 |
| 第 I | | 章 実施 | を | 巴握 | - | | | | | | | | | | | | | | | | - | | 논性 · | 生疾 | · · | iの · | 発 · | 生 · | | 状 · | 況 · | 及 · | び | |
| _ | | | を 打 | 巴握 | - | | | | | | | | | | | | | | | | - | | と性 ・ | 生 疾 | 病.. | う ・ ・ | 発 · | 生 · | | 状 · | 況 · · | · | | |
| _ | | 実施 牛 | を 打 | 巴握 | - | | | | | | | | | | | | | | | | - | | e性 · | 生 疾 · · | · · · | う ・ ・ ・ | 発 · · | ·生 · · | の ・ ・ | 状 · · · | 況 · · | 及 | | 7 |
| _ | 1 | 実施生物 | を 打 | 巴握 | - | | | | | | | | | | | 文集 · · | : : : | 関 · · | न | | 事. | 頁 · · | を性 ・ ・ ・ | 上班 · · | · · · · · · · | iの ・ ・ ・ | 発 · · | 生 · · | .の | 状 · · · · | 況 · · · · | | | 7 7 7 |
| _ | 1 2 | 実施 牛 豚 鶏 | を 方金 | 也握 計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | す ・ ・ ・ | る・・・・ | た・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | め | | | | | | | | 文集 · · | : : : | 関 · · | न | る! ・ ・ | 事. | 頁 · · | 性性 · · · · · . | 生 疾 · · · · · · | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | iの ・ ・ ・ | 発 | 生 | · · · · · | 状 | 況・・・・・ | | | 7 7 7 8 |
| _ | 1 2 3 | 実施 牛 豚 鶏 | を 打 記方針 | 也握 計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | す ・ ・ ・ | る・・・・ | た・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | め | | | | | | | | 文集 · · | : : : | 関 · · | न | る! ・ ・ | 事. | 頁 · · | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 生疾 • • • • • • | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | iの ・ ・ ・ | 発 | 生・・・・・ | | 状・・・・・ | 況・・・・・ | | | 7 7 7 8 |
| Ι | 1 2 3 4 | 実施 牛 豚 鶏 | を 打 (大) | · 把握 計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | す | る・・・・山 | た・・・・羊 | | =! - - | 必: · · | 要..... | - な・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | - 情: · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 報(· · · | の い い い い い い い い い い い い い い い い い い い | 文 集 · · · · · · | | 関 | व . | る! · · | 事 | 夏 · · · · · · | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | : ・ ・ ・ | 発 | 生・・・・・・ | · · · · · | 状・・・・・ | 況 | | | 7 7 7 8 |
| Ι | 1 2 3 4 | 実施牛豚鶏め | を 方・・・・ 重 | 把针 · · · · 羊 点 的 | す・・・・び | る・・・・山飼 | た・・・・羊を養 | め・・・・・・ | に ・ ・ ・ ・ ・ 生 ^t | 必・・・・・ | 要.....理 | - な・・・・ に・- に・- | 一情。.....係 | 報(・ ・ ・ ・ る | の心・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 集 | に・・・・・を | 関・・・・・実 | · す | る! | 事 : | 頁 | | | | | | | | | | | | 7 7 7 8 8 |
| I 第 | 1 2 3 4 | 実 実 | を 方・・・・ 重 | 一把针、、、羊、点、主握、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | す・・・・びに理 | る 山 飼基 | た・・・・羊の養準 | め・・・・・・衛の | に・・・・生う | 必 · · · · · 管 ち | 要 理 重 | っな・・・・ に 点 に 点 | -情 | 報 | の | 集 · · · · · • • • • • • • • • • • • • • | に・・・・・ をを | 関 実実 | す 施 施 | る: ・・・・・・ す | 事 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 夏 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | | | | | 7 7 7 8 8 |
| I 第 | 1 2 3 4 | ・ 実 ・ 章飼 施牛豚鶏め ・ 養重 | を 方: ・・・・・・ 重 衛 | ・把 針・・・羊 ・ 点 主 的 握・・・・ 及 ・ 的 管 に | す・・・・びに理指 | る・・・・山 飼 基導 | た・・・・羊の養準等 | め・・・・・・衛のを | に・・・・生う実 | 必 · · · · · 管 ち 施 | 要・・・・・理重す | な・・・・・に点べ | - 情: ・・・・・・ 係 的き | 報 ・・・・ るこ 頁 | か | 集 · · · · · 等 等び | に・・・・・を を指 | 関 実 実 導 | · す · · · · · · 施 施等 | る | 事 ・・・・・ べ ヾ実 | 夏 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | · · · · · 頁 頁 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | | | 7 7 7 8 8 8 |
| I I | 1 2 3 4 ================================= | · 実 章铜 施牛豚鶏め 養重各 | * * * * * * * * * * | (也計・・・羊・点主的度を握・・・・及・的管にの | す・・・・びに理指優 | る・・・・山 飼基導先 | た・・・・羊の養準等項 | め・・・・・・「衛のを目 | に・・・・生う実等 | 必 | 要・・・・・理重す・ | (な・・・・・に点べ・ | ·情······ 係 的き・ | 報 ・・・・ る こ 頁・ | か | く | に・・・・・ を を指・ | 関 | · j · · · · · · 施 施等 · | 「 る ・・・・・ す すの・ | 事 | 頁 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | | | 7 7 7 8 8 9 |
| I 第 | 1 2 3 4 == 1 1 2 | · 実 章飼 I 施牛豚鶏め 養重名 以 | を 方: | (也計・・・羊・点生的度)で握・・・・及 ・ 的管にの ・推 | す・・・・び に理指優 奨 | る山 飼 基導先 す | た・・・羊養準等項・ | め・・・・ 衛のを目 き | に・・・・・生う実等 | 必 | 要・・・・・理重す・・養 | な・・・・・に点べ・・・ | - 情 ・・・・・・ 係 的き・・生 | 報 ・・・・ る こ 頁・ | からいい 一角 皆目・ 里山 中の 一里 | 24年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | に · · · · · · を を 指 · · 事 | 関 | · j · · · · · · 施 施等· · · · | る ・・・・・ す すの・・・ | 事 | 頁 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | | - 1 | 7 7 7 8 8 8 9 10 |
| I I | 1 2 3 4 = 1 1 2 1 | · 実 章飼 I 施牛豚鶏め 養重各 以埋 | * * * * * * * * * * | 世計・・・羊 点生的度 で地 握・・・・及 的管にの 推・ | す・・・・び に理指優 奨・ | る・・・・山 飼基導先 す・ | た・・・・羊の養準等項のベ・ | め・・・・ 衛のを目 き・ | に・・・・・生う実等 、・ | 必 | 要・・・・・理重す・養・ | な・・・・・に点べ・・・・ | 「情・・・・・・・・係的き・・生・ | 祝 る こ 頁 | か | 24年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | に・・・・・ を を指・・事・ | 関 | · す 施 施等 | る・・・・・・・す かの・・・ | 事 ・・・・・ さ * * * * * * * * * * * * * * * * * * * | 夏 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | · · · · · · 頁 頁 · · · · | | | | | | | | | | | 7 7 7 8 8 9 9 10 |
| I 第 I | 1 2 3 4 == 1 1 2 | · 実 章飼 I I 施牛豚鶏め 養重名 以埋推 | を 方: | 世計・・・羊 点生的度 で地基 握・・・・及 的管にの 推・準 | す・・・・び に理指優 奨・・ | る・・・・山 飼基導先 す・・ | た・・・・羊の養準等項・ベ・・ | め・・・・ 衛のを目 き・・ | に・・・・・生う実等 、・・ | 必 | 要・・・・・ 理重す・ 養・・ | (な・・・・・に 点べ・・ 衛・・ | 「情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 報 | からい は、 | 24年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | に・・・・・ をを指・ 事・・ | 関 実 実 導 項 | · す · · · · · · 施 施等· · · · · | る・・・・・ すかの・・・・ | 事 · · · · · · ' · ' 実 · · · · · · · · · · · · · · · · · | 夏 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | | | | | 7 7 7 8 8 9 10 11 |

| 第四 | 马章 | Ē | 家習 | 旨の | 所有 | 丰丰 | 汉 | は | そ | の絹 | 沮絹 | 哉す | -る | 団 | 体 | が | 行 | う | 自: | 主拍 | 勺扌 | 昔間 | 量0 |)泪 | 性 | 化 | :1= | 関 | す | る | 事 | 項 | |
|-------------------------------------|---------|----------------|--------------------|---------------------|------|----------|-----------------|------------|---------|------------------|----------------|---------|-----|-----|---|----|-------|----|------------|------------|-----------------|------------|-----------|-----------------|-----|---|-----|---|---|----|---|----|-----|
| Ι | 茤 | 畜 | の見 | 斤有 | 者又 | スは | ;そ | のキ | 組織 | 織っ | ナる | <u></u> |]体 | が | 行 | う | 自: | 主 | 的打 | 昔置 | 量の | り活 | 5性 | ΕſŁ | ;[= | 関 | す | る | 方 | 針 | | | 12 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3 | 五重 | <u> </u> | 飼着 | 養衛 | 牛钅 | | 胆に | 係 | る: | 指ž | 草皂 | ∓σ |) 集 | 旃 | 体 | 制 | に | 翼· | a 2 | る事 | ₽ I | 百 | | | | | | | | | | | |
| T | | | | 訓整 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 12 |
| ٠. | | | | 方疫 | | | | | | | . ; | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ı | 涿 | 田り | 刀反 | 貝V | ノ1泊 | 三不 | 汉 | O, | Ħ Ņ | . . | Ī | - | - | - | - | - | - | - | | | | _ | - | - | - | | - | | - | | | 1 |
| | Δ- | - | / + - , | I /-/- - | -m - | . | == | <i>-</i> - | _ | - /- | - - | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4.0 |
| II | | | | E管 | | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | l | | | 钉生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 2 | 飼 | 養復 | 钉生 | 管理 | 里者 | ίI | 対 | す. | る石 | 开修 | · | 教 | 育 | に | 関 | す | る | 方針 | 汁 · | | | • | • | • | • | ٠ | • | ٠ | • | • | • | 13 |
| (| 3 | 飼 | 養循 | 钉生 | 管理 | ∄者 | fات | 対 | す. | る作 | 青朝 | 殔 | 倶供 | :1= | 関 | す | る | 方針 | 計 | | | | | | • | | ٠ | • | ٠ | • | | • | 13 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ш | そ | . の | 他打 | 旨導 | 等の | うま | き施 | 体 f | 制 | こ目 | 関す | - る | 事 | 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 14 |
| - | 1 | 年 | 間‡ | 旨導 | スク | ァジ | ; | <u> </u> | ル | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 14 |
| | | • | | , | | - | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7 | 누콭 | 5 | 拉拿 | 養会 | 生で | カヨ | - == | Z. | ന | 441 | か合 | 司基 | : 浩 | 土 | 供 | 抽 | ı — . | 区 | スナ | ±ï | 首点 | 在写 | ⊨ tø | ਜ਼ _ਾ | - 艮 | ı | ıίΧ | 再 | か | 車 | 佰 | | |
| _ | | | | | - | • | • • • • | | | . – | | | | | - | | | | _ | • • | - | | | | | | | | | _ | | | 1 [|
| Ι | 力 | 力 武 | 云三 | 手の | /占月 | H C | 什 | <u> </u> | 먵1 | 汚 l | ∟ ≯ | 19 | ବ | Л | 址 | • | • | • | • | | | • | · | · | • | • | | • | • | • | • | • | 10 |
| _ | | | | | | | | | | | | | | | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Π | 涿 | 音 | の仕 | 云染 | 性兆 | ミ 振 | jの | 発: | 生 | 诗(| こま | うけ | る | 緊 | 急 | 対. | 心 | | 到 ? | ナる | らフ | 5金 | + • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 15 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$ | 通 | 育 | の夏 | 家畜 | の食 | 司養 | 農 | 場 | 以 | 外(| り場 | 剔 | ŕ^ | の | 対 | 応 | に | 関- | する | る プ | ラ 金 | + • | • | • | ٠ | • | ٠ | • | | • | • | • | 16 |
| - | 1 | 県 | 内の | り観 | 光崖 | 農場 | <u>1</u> • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | 16 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (\$ | 多老 | <u>†</u> 1 |) { | 令和 | 6 ~ | ~ 8 | 年 | 度 | ات ا | おり | ナる | 重 | 点 | 的 | に | 指 | 導: | 等: | をき | 复加 | 也可 | / ^ | (き | 項 | 目 | (| 重 | 点 | 指 | 導: | 項 | 目. |) の |
| 優分 | - も項 | 目 | 等 | (参 | 考 2 | 2) | 令 | 和 | 6 : | 年月 | 吏 | ť | | べ | 1 | ラ | ン | ス | スク | ナシ | ・ ン <i>ニ</i> | 1 - | - ال – | , (| 重 | 点 | 実 | 施 | 事 | 業 |) | | |

岐阜県飼養衛生管理指導等計画(令和6~8年度)

令和6年4月1日岐阜県農政部家畜防疫対策課

はじめに

- i) 本計画は、家畜伝染病予防法(以下、「法」という。)第 12 条の 3 の 4 に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- ii) 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。
- iii) 監視伝染病の発生状況等の概要

平成30年9月9日、本県において、国内26年ぶり、県内では36年ぶりに豚熱が発生し、令和元年9月末までの間に、22農場において約7万頭の飼養豚が殺処分された。

豚熱の発生は本県だけにおさまらず、飼養豚では愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県の20都県にまたがり、ワクチン接種県においても発生した。野生いのししにおいては、35都府県において陽性事例(令和6年3月5日時点)が確認されている。

本県では、令和元年 10 月以降、飼養豚では発生していないが、依然として野生いのししの陽性 事例が全国的に確認されており、ロシア、中国、韓国など日本周辺諸国での発生も続いている。 さらに、中国、韓国といった近隣諸国では、アフリカ豚熱の発生が拡大しており、日本へ侵入す る可能性が高まっている。

次に、高病原性鳥インフルエンザが近年日本を含め世界中で発生しており、国内の飼養家きんにおいては、令和4年シーズンに過去最多の26道県84事例で発生し、約1,771万羽が殺処分となった。令和5年シーズンは令和6年3月12日時点で9県10事例発生しており、4シーズン連続の発生となっている。本県においても、平成29年1月に採卵鶏農場(約8.1万羽)で県内初の発生があり、令和3年1月に採卵鶏農場(約6.8万羽)、令和6年1月に肉用鶏農場(約5万羽)で発生があった。

国外でも、中国、韓国などアジア各国だけでなく、ヨーロッパ、アフリカ、中東、南北アメリカなど世界各国で発生していることから、引き続き、厳重な警戒が必要である。

一方、家畜の伝染性疾病のうち、発育不良や乳量の低下など、重篤な症状を示さないものの家畜の生産性を阻害する慢性疾病が畜産経営に大きな影響を与えている。本県に限らず、牛伝染性リンパ腫やヨーネ病の届出頭数は全国的に増加傾向にあり、これら慢性疾病についても対策を進めていく必要がある。

以上から、国の水際検疫体制の強化はもとより、飼養衛生管理基準の遵守の徹底及び実効性ある指導により、農場の衛生管理レベルを向上させ、発生予防及び発生時のまん延防止に万全を期すとともに、限られた人員の中、効率的かつ計画的に国の飼養衛生管理指導等指針に即した指導等を実施していくために本計画を策定した。

なお、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫など強い伝染力と高い致死率 を特徴とする特定家畜伝染病における対応方法等は、本計画の他、策定済みの「岐阜県家畜伝染 病防疫対策要領」による。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 岐阜県の畜産業及び家畜衛生の現状

1 岐阜県の畜産業の現状

(1) 飼養頭数及び飼養状況の概況

令和4年2月1日現在の農家戸数及び飼養頭羽数は以下の表のとおりであり、全国的に上位に位置するのは採卵鶏の飼養戸数(12位)及び豚とブロイラーの1戸当たり飼養頭羽数(9位)である。その他の項目は、中位に位置している。

| 畜種 | 戸 | 数 | 戸 対前年 | 数 E比(%) | 頭羽 | P数 | 頭羽 対前年 | | 1 戸当たり 飼養頭数 | | |
|-------|--------|-----|----------|------------|-------------|-----------|-----------|-------|----------------|---------|--|
| | 全国 | 岐阜 | 全国 | 岐阜 | 全国 | 岐阜 | 全国 | 岐阜 | 全国 | 岐阜 | |
| 乳用牛 | 12,600 | 89 | 94.7 | 93.7 | 1,356,000 | 5,330 | 98.9 | 97.8 | 107.6 | 59.9 | |
| 肉用牛 | 38,600 | 434 | 95.5 | 96.0 | 2,687,000 | 34,300 | 102.8 | 104.3 | 69.6 | 79.0 | |
| 豚 | 3,370 | 28 | 93.9 | 103.7 | 8,956,000 | 98,100 | 100.1 | 109.4 | 2,657.6 | 3,503.6 | |
| 採鶏卵 | 1,690 | 43 | 93.4 | 87.8 | 128,579,000 | 4,141,000 | 93.7 | 101.3 | 76,100 | 96,300 | |
| ブロイラー | 2,100 | 13 | 100 | 86.7 | 141,463,000 | 1,009,000 | 101.6 | 100.8 | 67,400 | 77,600 | |

(2)農業産出額及び畜産産出額

本県の令和 4 年の農業産出額は 1,129 億円であり、前年に比べ 2.2%増加した。また、令和 4 年の 畜産産出額は 422 億円であり、前年に比べ 0.5%減少した。畜産産出額を都道府県別にみると 22 位 であり、農業産出額に占める割合は 37.4%となっている。

2 関係団体

県は、市町村、公益社団法人岐阜県獣医師会や、一般社団法人岐阜県畜産協会、民間家畜診療所や、動物用医薬品関係会社、畜産資材関係会社、飼料会社などの各種関係機関や関係団体と協力し、県や関係機関・関係団体が主催する各種研修会や防疫演習への参加、各種の情報共有などにより平常時から連携し、監視伝染病の発生予防及び発生時に備えた体制の構築を図っている。

また、家畜伝染病発生時などの非常時においては、市町村、関係機関や関係団体へのすみやかな 周知及び協力依頼により、迅速かつ的確な初動対応によるまん延防止及び早期収束を図るために、 平時から防疫体制の強化に取り組んでいる。令和5年11月には、国、町、地元猟友会、近隣県の参加・協力のもと、野生いのししでアフリカ豚熱が確認されたことを想定し、防疫演習を開催した。

なお、本県では、豚熱の発生を踏まえて、アフリカ豚熱も含め、家畜伝染病に強い養豚産地づくりに向け、農家、業界団体、行政、地域が一体となった衛生管理向上の取組を推進するとともに、農家の経営再開、養豚業の再生に向けた取組を伴走支援するために、令和2年4月に「岐阜県CSF対策・養豚業再生支援センター」(以下、「支援センター」という。)を一般社団法人岐阜県畜産協会に設置した。

支援センターでは、飼養衛生管理基準改正への対応はもとより、より高いレベルの飼養衛生管理 を推進するため、望ましい施設整備の目安として「養豚農場の飼養衛生管理のための施設整備に係 る推奨基準」(以下、「推奨基準」という。)の策定や、推奨基準に則った施設整備等への支援など、 関係団体と連携して、農場のバイオセキュリティ強化促進に取り組んでいる。

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 近年の家畜伝染性疾病の発生状況

(1) 家畜伝染病

| 畜種 | 佐佳 | 発生年、発生戸数、発生頭羽群数 | | | | | | | | |
|----|--------------|-----------------|------|------|------|-------|--|--|--|--|
| 田俚 | 疾病 | H31(R1) | R2 | R3 | R4 | R5 | | | | |
| 牛 | ヨーネ病 | | | 1戸1頭 | | | | | | |
| 豚 | 豚熱 | 16戸36頭 | | | | | | | | |
| 鶏 | 高病原性鳥インフルエンザ | | | 1戸1羽 | | | | | | |
| 蜜蜂 | 腐蛆病 | | 1戸1群 | 1戸1群 | 2戸4群 | 5戸32群 | | | | |

(2)届出伝染病

| 女任 | √ 左 √ 左 | | 発生年、発 | *生戸数、発生 | 頭羽群数 | |
|-----|-----------------------|----------|-----------|---------|--------|-----------|
| 畜種 | 疾病 | H31(R1) | R2 | R3 | R4 | R5 |
| | 破傷風 | 7戸7頭 | 4戸4頭 | 1戸1頭 | 5戸5頭 | 2戸2頭 |
| 牛 | 牛伝染性リンパ腫 | 114戸114頭 | 86 戸 78 頭 | 88戸95頭 | 82戸97頭 | 63 戸 71 頭 |
| | 牛ウイルス性下痢 | 1戸3頭 | 1戸1頭 | | | 1戸1頭 |
| 豚 | 豚丹毒 | | | | 3戸56頭 | 2戸2頭 |
| | 鶏伝染性気管支炎 | | 1戸3羽 | | | 1戸25羽 |
| | 鶏伝染性喉頭気管炎 | 1戸20羽 | | | | |
| 鶏 | マレック病 | | | | | 1戸1羽 |
| 大同 | 鶏痘 | 1戸2羽 | | 3戸11羽 | | |
| | 鶏マイコプラズマ病 | | | | 1戸6羽 | |
| | ロイコチトゾーン症 | | 2戸13羽 | 4戸33羽 | 1戸20羽 | |
| | チョーク病 | | | 1戸5群 | | |
| 蜜蜂 | バロア症 | | 1戸1群 | 1戸5群 | | |
| | アカリンダニ症 | 4戸6群 | 2戸2群 | 2戸2群 | 3戸4群 | 3戸4群 |
| その他 | レプトスピラ症 | | 1戸1頭 | 2戸2頭 | 5戸6頭 | 5戸5頭 |

2 家畜区分ごとの家畜伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

| 家畜 | 家畜の伝染性疾病の | 家畜衛生上の課題 |
|----|-----------|----------|
| 区分 | 発生状況 | |
| 牛 | 牛伝染性リンパ腫 | ○陰性個体の確保 |

| | T | |
|---|-------------------|--------------------------------|
| | H31(R1)~R5 の 5 か年 | ・牛伝染性リンパ腫ウイルス(BLV)を含む血液や乳汁を |
| | 433 戸 455 頭 | 介して感染するため、陽性牛と陰性牛を分離して飼育する |
| | | ことが望ましいが、牛舎の構造により困難であるケースが |
| | | 多い。 |
| | | ・陽性牛の淘汰は、長期的に取り組む必要があるが、経済 |
| | | 性の観点から計画的に実施していくことが難しい。 |
| | | ・各農場における飼養牛の同病に対する抵抗性を把握する |
| | | 検査を実施するためには多額の費用がかかるため、十分に |
| | | 実施できていない。 |
| | | 〇発生による経済的な損失 |
| | | ・繁殖和牛、肥育素牛における肥育後期での発症もみられ |
| | | るなど経済的な損失が大きい。 |
| | 牛ウイルス性下痢 | ○持続感染(PI)牛による感染拡大 |
| | H31(R1)~R5 の 5 か年 | ワクチン接種により、農場において大きな発生は見られ |
| | 3戸5頭 | ない。 |
| | | 胎児期の感染によるPI牛は、一見して異常が分から |
| | | ず、県外導入に伴う侵入が懸念される。 |
| | ヨーネ病 | ○5 条検査等の継続的な実施 |
| | H31(R1)~R5 の 5 か年 | 近年の全国的な肉用繁殖牛での増加傾向を受け、H31.4.1 |
| | 1戸1頭 | に岐阜県牛ヨーネ病防疫対策要領を改正し、乳用牛に加 |
| | (H10~H26に16戸19頭) | え肉用繁殖牛についても法第5条により検査を実施するな |
| | | ど、引き続き、要領等に基づき、法第 5 条及び第 51 条検 |
| | | 査並びに県外導入牛等に対する依頼検査の実施が必要で |
| | | ある。 |
| 豚 | 豚熱 | ○飼養衛生管理基準の遵守 |
| | H31(R1)~R5 の 5 か年 | 令和5年2月時点における飼養衛生管理基準遵守率は、 |
| | 16 戸 36 頭 | ほぼ 100%であるが、点検・改善を繰り返し、高い水準を |
| | | 維持していく必要がある。 |
| | | 〇より適切なワクチン接種時期の検討 |
| | | 免疫付与状況等確認検査において、初回接種時以降、免 |
| | | 疫付与率が低下しており、肥育豚については 80%を下回っ |
| | | ている。なお、全国的にも同様の傾向を示している。また、 |
| | | 他県のワクチン接種済み農場における豚熱発生において、 |
| | | 移行抗体の消失時期にウイルスが侵入したと考えられる |
| | | 事例もあることから、ワクチン接種時期を継続して検討す |
| | | る必要がある。 |
| | 豚繁殖・呼吸障害症候群 | ○適切なワクチンプログラムの継続実施 |
| | | |

| | (PRRS) | 豚の導入や出荷に際して農場に侵入し、様々な慢性疾病 |
|---|-------------------|------------------------------|
| | H31(R1)~R5 の 5 か年 | のトリガーとなって、経済的な損失が生じている。当該疾 |
| | 発生なし | 病の発生を予防するために、適切なワクチンプログラムの |
| | (H10~H12に1戸5頭) | 管理や、侵入防止対策の継続が必要である。 |
| | 豚流行性下痢(PED) | 〇経口感染の防止にかかる飼養衛生管理の徹底及び適切 |
| | H31(R1)~R5 の 5 か年 | なワクチンプログラムの継続実施 |
| | 発生なし | 哺乳豚に大きな被害をもたらすことから、農場内では繁 |
| | (H26に5戸37頭) | 殖分娩舎へのウイルス侵入防止を図ることが重要であり、 |
| | | 繁殖分娩豚舎と肥育豚舎における動線等の分離や消毒の |
| | | 徹底、早期の診断による拡大防止や、飼養衛生管理の徹底 |
| | | 及びワクチン接種継続を徹底していく必要がある。 |
| 鶏 | 高病原性鳥インフルエンザ | ○飼養衛生管理基準の遵守 |
| | H31(R1)~R5 の 5 か年 | 令和 5 年 2 月時点における飼養衛生管理基準遵守率は |
| | 1戸1羽 | 90%程度であるが、点検・改善を繰り返し、防疫体制を強 |
| | | 化していく必要がある。 |
| | | ○小規模農場への指導の徹底 |
| | | 全農場数に占める小規模農場(100 羽未満)数の割合が |
| | | 高く(令和5年2月1日時点の戸数において67%)、飼養 |
| | | 衛生管理の徹底や情報共有の迅速性に欠ける場合がある。 |
| | 鶏伝染性気管支炎 | ○適切なワクチンプログラムの継続実施 |
| | H31(R1)~R5 の 5 か年 | 当該疾病予防のためにワクチンが広く使用されている |
| | 2 戸 28 羽 | が、血清型が多数あるため、ワクチン株と野外流行株のタ |
| | | イプが異なる場合は十分な効果が期待できないため、適切 |
| | | なワクチンプログラムの継続実施が必要である。 |

3 家畜伝染性疾病の発生時における関係機関等との課題

家畜飼養農家戸数の少ない市町村においては、畜産関係業務を本務としていない職員が家畜衛生業務を担当している場合があり、関係機関の綿密な連携が構築できない可能性がある。

また、法改正により、市町村の役割が明記されたが、県が市町村を交えて農家指導を行うことが少なく、地域全体で取り組む体制を整えることが必要である。

Ⅲ 指導等に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

豚熱やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザなど発生時の社会的影響度が高い家畜伝染病はもちろんのこと、多様化・多発傾向にある慢性疾病にかかる対応についても重点を置き、平常時から市町村や各種生産者団体、民間獣医師、動物用医薬品関係会社、畜産資材関係会社、飼料会社などの関係団体と各種情報を共有するなど関係を密にすることにより、防疫体制の強化・整備を図る。

2 指導等の実施方法

- (1) 飼養衛生管理者による自己点検の指導方針
 - ・飼養衛生管理者は、飼養衛生管理基準の各項目について、飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況の点検様式(以下、「自己点検表」という。)に基づき、年に1回以上点検を行う。県は、自己点検表の内容を基に立入指導を実施する。なお、養豚については、県が策定した推奨基準を加えた自己点検表を用いて点検を行う。
- ・県は、飼養衛生管理者だけでなく、農場の担当獣医師等とも情報を共有するなど、連携して指導を実施する。養豚農家においては、高い水準で衛生管理状態を維持できるように、専門家(JASV(日本養豚開業獣医師協会)等)を含めた支援チームにより、必要に応じて農家への取組を助言・指導する。
- ・豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、3か月に一度、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行うことを指導する。家きんについては、全ての所有者及び飼養衛生管理者に対し毎年、高病原性鳥インフルエンザ発生シーズン前の9月から10月に自己点検を行なわせ、不遵守項目がある場合は速やかに改善するよう指導し、シーズン中は改善されるまで点検を繰り返させる(一斉点検)。指導は農場の担当獣医師等と連携し、農場への立入りの他、電話、写真、動画等を活用し、迅速かつ効果的に実施する。

(2) 立入り実施の判断の可否

- ・県は、当該計画の期間中、原則として全ての農場に1回以上立入りを行う。
- ・既に立入りを実施した農場で、再度指導を実施する必要がある場合、指導内容や遵守状況、指導等の経過等を考慮し、家畜防疫員の立入りの必要がないと考えられる場合は、電話、写真、動画などにより確認し、指導を実施することができる。

(3)情報共有

- ・県は優良事例や今後の指導の参考となる事例がある場合は、関係機関や関係団体への周知や、 第六章に定める協議会を活用して周知するなど、広く情報を共有する。
- 3 家畜の特定伝染性疾病の発生リスクが高まったときの指導に係る取組 緊急的にまん延防止対策を図る必要がある場合、県は、必要に応じ以下の措置をとる。
- (1) 飼養衛生管理者に重点項目(第三章1-1)を中心に自己点検を実施させ、点検結果を報告させる。不遵守項目がある場合は速やかに改善するよう指導する。指導は農場の担当獣医師等と連携し、農場への立入りの他、電話、写真、動画等を活用し、迅速かつ効果的に実施する。
- (2) 消石灰を各農場に配付して衛生管理区域内を消毒させる。
- (3) 野生動物において特定家畜伝染病が確認された場合は、生息地域にある関係畜種の農場に防護柵の設置等を指導する。高病原性鳥インフルエンザの場合は、ため池に飛来する野鳥を介したウイルスの拡散を防止するため、池周辺の消毒、ため池周囲の巡回、鳥よけの設置、注意看板の設置等を行う。
- (4) 畜産関係車両が通行する主要道路や農場付近の道路に散水車等で消毒薬を散布する。実施については、市町村と連携の上、環境等に配慮して実施する。

(5) その他、必要に応じて緊急的に取るべき措置がある場合は、関係機関で検討のうえ、対応する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握する ために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

全国サーベイランス及び地域サーベイランスに関する方針を踏まえ、家畜伝染病予防事業実施方針に基づく各畜種の病名と計画は以下のとおりである。なお、重点実施事業のサーベイランスのスケジュールは別紙「参考2」のとおりである。スケジュールは実情に応じて年度ごとに見直し、別途通知する。

サーベイランスや病性鑑定の結果については、会議や研修会等を活用して情報共有を図る。

1 牛

| 病名 | 方針 |
|----------|-------------------------------------|
| 口蹄疫 | 臨床検査の最重要疾病と位置づけ、法第 51 条に基づく飼養農家の全戸立 |
| | 入検査を年1回以上実施し、飼養衛生管理基準の確実な遵守指導を図る。 |
| | また、異常牛の早期発見及び通報を周知徹底する。 |
| 牛海綿状脳症 | 法第5条に基づき、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に従っ |
| | て、対象となる牛のサーベイランスを確実に実施する。 |
| ヨーネ病 | 全国的な発生を鑑み、早期発見及び淘汰を目指した検査により、清浄性の |
| | 維持に努める。乳用牛及び肉用繁殖牛については、法第5条により2年に |
| | 1回全頭、発生農場同居牛及び公共牧場等への上牧牛については、法第 51 |
| | 条により検査を実施する。県外導入牛についても、県要領に基づき検査を |
| | 実施する。 |
| 牛伝染性リンパ腫 | 感染拡大防止及び農場へのウイルス侵入防止のため、県外からの導入牛及 |
| | び公共牧場への上牧牛については地域的サーベイランスに位置付け、法第 |
| | 51条により検査を実施する。 |
| 牛ウイルス性下痢 | 農場へのウイルス侵入防止のため、県外からの導入牛及び公共牧場への上 |
| | 牧牛については地域的サーベイランスに位置付け、法第 51 条により検査 |
| | を実施する。 |

2 豚

| 病名 | 方針 |
|-----|---------------------------------------|
| 口蹄疫 | 臨床検査の最重要疾病と位置づけ、法第 51 条に基づく 6 頭以上飼養する |
| | 農家の立入検査を年1回以上実施し、飼養衛生管理基準の確実な遵守を図 |

| | る。また、異常豚の早期発見及び通報を周知徹底する。 |
|---------|---------------------------------------|
| 豚熱 | 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及び通知に基づき、法第 51 条第 1 |
| | 項による原則として年1回の立入、免疫付与状況等確認検査などにより調 |
| | 査を実施する。また、臨床検査により当該指針に掲げる症状が認められた |
| | 豚等の摘発及び病性鑑定を実施する。また、異常豚の早期発見及び通報を |
| | 周知徹底する。 |
| アフリカ豚熱 | アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、原則として年 1 |
| | 回、法第 51 条第 1 項により、調査を実施する。また、臨床検査により当 |
| | 該指針に掲げる症状が認められた豚等の摘発及び病性鑑定を実施する。ま |
| | た、異常豚の早期発見及び通報を周知徹底する。 |
| 豚流行性下痢 | 豚流行性下痢防疫マニュアルに基づき、飼養衛生管理基準の遵守指導を徹 |
| | 底する。 |
| オーエスキー病 | 法第5条により、年1回、種豚及び種豚候補豚の1/10以上の頭数を無作 |
| | 為抽出により検査するとともに、法第 51 条による抗体検査を実施するな |
| | ど、抗体検査を中心とした防疫活動を行い、清浄県の維持を図る。また、 |
| | 岐阜県オーエスキー病対策要領に基づく、豚の導入計画書の提出を周知徹 |
| | 底する。 |

3 鶏

| 病名 | 方針 |
|-----------|-----------------------------------|
| 高病原性鳥インフル | 県内へのウイルス侵入防止を第一に考え、全家きん飼養農家の立入検査を |
| エンザ | 年1回以上実施する。また、毎月1回(12月~2月は毎月2回)のモニ |
| | タリングを実施するなど、異常家きんの早期発見、通報や、飼養衛生管理 |
| | 基準の遵守指導の徹底強化を図る。 |
| マイコプラズマ病 | 届出伝染病であるMg,Msについて抗体調査を実施し、発生防止に努め |
| | る。 |

4 めん羊及び山羊

| 病名 | 方針 | | | |
|----------|--------------------------------------|--|--|--|
| 口蹄疫 | 臨床検査の最重要疾病と位置づけ、全農家年1回以上の立ち入り調査を実 | | | |
| | 施する。 | | | |
| 伝染性海綿状脳症 | 18 か月齢以上で死亡した家畜を対象に、法第 51 条により検査を実施す | | | |
| | る。 | | | |

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき項目

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき項目

1 重点的に指導等を実施すべき項目及び指導等の実施方針

本県の過去の飼養衛生管理基準の指導状況から、畜種に限らず改善指導を行った項目として多いものが「出入りする車両の消毒」や「出入りする者の手指・靴の交換」、「給餌設備・給水設備・飼料保管場所への排せつ物混入防止」にかかる項目など、衛生管理区域への病原体の持込みや野生動物からの病原体の侵入防止に関することなど、外部からの病原体の持込みに関することが多い。このことに加え、飼養衛生管理指導等指針の第二章に示された「飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき項目(以下、「重点指導項目」という。)」を参考に、以下のとおり重点指導項目として設定した。

| 家畜 | | 指導等を実施する目 | |
|------|-------------------------|-----------|-----------|
| 区分 | 重点指導項目【項目番号※】 | 安の地域、時期等 | 実施の方法 |
| 牛、水 | ・家畜の所有者の責務【1】 | ・全地域を対象とす | ·各家畜保健衛生所 |
| 牛、鹿、 | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | る | により、定期の立 |
| めん羊 | への周知徹底【3】 | ・確認実施時期は、 | 入りに合わせて実 |
| 及び山 | ・記録の作成及び保管【4】 | 各家畜保健衛生所 | 施する |
| 羊 | ・衛生管理区域の設定【8】 | の定期立入りスケ | ・不遵守項目があっ |
| | ・埋却等の準備【10】 | ジュールに合わせ | た場合は、不遵守 |
| | ・衛生管理区域に立ち入る車両等の消毒【17】 | て実施する | の内容を考慮し、 |
| | ・衛生管理区域から退出する車両等の消毒【34】 | | 期限を定めて指導 |
| | ・特定症状が確認された場合の早期通報【37】 | | を行う |
| 豚及び | ・家畜の所有者の責務【1】 | | ・改善状況の確認の |
| いのし | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | | ため、必要に応じ |
| L | への周知徹底【3】 | | て立入り等を実施 |
| | ・記録の作成及び保管【4】 | | する |
| | ・衛生管理区域の設定【8】 | | |
| | ・埋却等の準備【10】 | | |
| | ・処理済みの飼料の利用【21】 | | |
| | ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止【23】 | | |
| | ・畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使 | | |
| | 用並びに手指の洗浄及び消毒【25】【26】 | | |
| | ・畜舎外での病原体による汚染防止【28】 | | |
| | ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設 | | |
| | 置、点検及び修繕【29】 | | |
| | ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒【32】 | | |
| | ・特定症状が確認された場合の早期通報【39】 | | |
| | | | |

| 鶏、あ | ・家きんの所有者の責務【1】 | |
|-----|-------------------------|--|
| ひる、 | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | |
| う ず | への周知徹底【3】 | |
| ら、き | ・記録の作成及び保管【4】 | |
| じ、だ | ・衛生管理区域の設定【7】 | |
| ちょ | ・埋却等の準備【8】 | |
| う、ほ | ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに | |
| ろほろ | 使用【14】 | |
| 鳥及び | ・家きん舎に立ち入る者の手指消毒【20】 | |
| 七面鳥 | ・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用【21】 | |
| | ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設 | |
| | 置、点検及び修繕【24】 | |
| | ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒【27】 | |
| | ・特定症状が確認された場合の早期通報【34】 | |
| 馬 | ・家畜の所有者の責務【1】 | |
| | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | |
| | への周知徹底【3】 | |
| | ・記録の作成及び保管【4】 | |
| | ・衛生管理区域の設定【6】 | |
| | ・器具の定期的な清掃又は消毒等【17】 | |

※項目番号は、各畜種の飼養衛生管理基準の項目番号を示す

2 各年度の優先項目等

(1) 重点指導項目において、各家畜における優先的に指導を実施すべき項目の考え方は以下のとおりである。なお、特定症状が確認された場合の早期通報(馬を除く)は、継続的に指導する。

ア 牛等

近隣諸国における口蹄疫の発生があるため、農場へのウイルス侵入防止及び農場からのウイルス 拡散防止にかかる項目を優先的に行う。

令和6年度 : 1、3、8、10、17、34、37

令和7~8年度:3、4、10、37

イ 豚及びいのしし

野生いのししにおける豚熱の陽性事例は、県内を含め未だ全国で確認されており、その範囲も拡大している。また、ワクチンのないアフリカ豚熱の国内侵入も危惧されている。豚熱発生以降に強化した飼養衛生管理体制を維持できるよう、農場へのウイルス侵入防止及び農場からのウイルス拡散防止にかかる項目を優先的に行う。

令和6年度 : 1、3、8、10、21、23、25, 26、28、29、32、39

令和7~8年度:3、4、39

ウ 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

国内での高病原性鳥インフルエンザの多発、それに対する疫学調査等を踏まえ、人及び野生動物によるウイルス侵入防止に関する項目を優先的に行う。飼養衛生管理マニュアル及び記録の作成の指導については、周知方法や実施状況が確認できる内容であるか注意して指導する。

令和6年度 : 1、3、4、7、8、14、20、21、24、27、34

令和7~8年度:3、4、34

(2)計画の公表・見直し

重点指導項目の詳細は別紙「参考1」のとおり公表する。

また、改善指導の状況、国内外の家畜伝染病の発生状況や科学的知見及び技術の進展等により、 適宜、計画の見直しを行う。また、少なくとも3年ごとに、再検討を行う。見直しに際しては、 市町村、公益社団法人岐阜県獣医師会や一般社団法人岐阜県畜産協会、民間家畜診療所や、動物 用医薬品関係会社、畜産資材関係会社、飼料会社などの各種関係機関や関係団体及び大規模農場 などに書面により幅広く意見照会を行う。

家畜伝染病予防法施行規則で定められた大規模農場(豚・鶏)の対応計画については、国の通知で示された規模に従って、県と農場が連携して策定を進め、定期的に見直しを行う。特に頭羽数が突出した県内最大規模の農場における対応計画は、より実効性を持った計画となるよう、令和6年度中に現地調査を含めた検討会を行う。

Ⅱ Ⅰ以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

1 埋却地

家畜伝染病の発生が確認された場合、法や特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、迅速に処分を行わなければならず、本県ではこれに備えて各農家に事前の埋却地確保を指導しているが、事案発生時に埋却地を掘削したところ、地盤が軟弱であったり、湧水が発生するなど埋却地に適さない事例があったことから、平成29年度に家きん農場、令和元年度から令和2年度にかけて養豚場の埋却候補地について、県下全域の調査を実施した。

引き続き、県は家畜の所有者に対し、埋却地の確保、並びに埋却地の利用について事前に周辺住民の理解を得るよう指導する。また、埋却に適さない候補地がある場合は、焼却(移動式焼却炉、一般焼却炉)、化製処理(移動式レンダリング装置)、発酵消毒など、実施可能な代替措置による処分方法を含めた検討を行う。

なお、埋却後は、法に基づく発掘禁止期間の間、県が埋却地を定期的に巡回し、埋却地に地表面の沈下など異常があった場合は補修を実施していく。

2 推奨基準

豚熱の発生により大きなダメージを受けた養豚場については、飼養衛生管理基準を上回る県独自の 推奨基準も踏まえ、施設整備と農場管理のオペレーションの両面で農場の衛生管理が向上するよう、 関係機関と連携して指導を行う。

3 農場の分割管理

県は、家畜の所有者から農場の分割管理に関する相談があった際には、当該相談にかかる農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

令和5年9月、県は、地域における重要な家畜疾病に対応するため、家畜の所有者や生産者団体、県関係機関や市町村、関係団体等を対象として、家畜伝染病防疫演習を開催した。

今後も様々な取組を通して、家畜の所有者や生産者団体、獣医師の組織する団体、関連事業者などの 畜産関係団体に対し、飼養衛生管理基準にかかる各種内容や家畜衛生に関する情報等の提供の実施、さ らには防疫演習等への協力依頼を行うことにより、畜産関係団体と連携強化を図り、自主的組織の活性 化を図る。

また、県は、家畜の所有者等の飼養衛生管理基準遵守にかかる先進的な取組事例を共有できる場を設けることなど、家畜の所有者等の飼養衛生管理の実践につなげていく。

さらに、必要に応じて、畜産関係団体が開催する研修会等へ講師を派遣するなど技術的な助言を行い、 団体の自衛防疫活動を促進する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

- 1 家畜防疫員の確保及び育成
- (1) 家畜防疫員の確保

全国的に公務員志望の獣医師が少ない傾向にあり、本県においても採用が計画どおり進まず、

一方で定年等退職者があるため、慢性的な獣医師不足となっている。

そこで本県では、受験年齢の拡大や修学金制度の創設・拡充、民間企業等職務経験者の採用募集、初任給調整手当の新設・増額、獣医師確保対策研究会の設置、大学専任リクルーターの設置による学生への働きかけなどの対策を行っている。さらに、地元の国立大学である岐阜大学との連携を実施し、家畜保健衛生所職員による大学での獣医事関係報告の講義の開催や、家畜保健衛生所での岐阜大学生のインターンシップや学生実習の実施により、公務員獣医師の確保を図っている。

引き続き、対策内容を検証しながら、更なる確保対策を進めていく。

(2) 家畜防疫員の育成

長期研修への参加や、岐阜大学大学院への職員の進学、他大学研究室への職員の派遣などを実施し、職員のスキルアップを図っている。

長期研修への参加については、アフリカ豚熱の国内侵入リスクへの懸念等をふまえ、家畜伝染

病対策に関する知見及び技術を習得するため、分野ごとでの関係機関への家畜防疫員の派遣を計 画的に実施している。

これらの人材育成事業・研修等を通じ、家畜防疫員のスキル及び有事に対するマネジメント能力の向上を図っていく。

Ⅱ 飼養衛生管理者の選任、研修等

- 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針
- (1) 飼養衛生管理者の選任等

県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を目的に、衛生管理区域に出入りする者や車両等の管理を行うことができる者、従業員(言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員を含む)へ飼養衛生管理基準にかかる周知や教育が行える者、国や県から提供される家畜衛生にかかる情報を確実に従業員へ伝達できる者が飼養衛生管理者として選任されているか、必要に応じて定期報告や各種事業による立入りを活用して確認を行う。

(2) 届出

県は、飼養衛生管理者の情報に関する事項など届出内容に変更があった場合、速やかに所管の家畜保健衛生所に届出を行うように指導する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

各家畜保健衛生所が、農家や生産者団体、市町村、指定管理獣医師、県関係機関などを参集して開催する家畜衛生推進会議における検討会及び講習会等の場を活用して、飼養衛生管理者に向けた研修会等の実施や資料及び情報の提供を行う。

(1) 研修における情報提供の内容

国などからの各種通知や情報提供の内容、飼養衛生管理基準を始めとした家畜衛生に関する情報(監視伝染病や各家畜保健衛生所がテーマを決めて実施した研究内容など)、その他家畜保健衛生所が有する慢性疾病、繁殖管理、畜舎管理など幅広い情報やその他特に周知する必要がある事項

(2) 頻度·時期

年3回程度(特に周知する事項があればその都度実施)

- 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針
- (1) 家畜衛生に関する発生状況等の提供方法

県は、本県の家畜衛生にかかる事案及び海外や都道府県で発生した監視伝染病、その他特に周知を必要とする事項について、飼養衛生管理者に情報提供を行う。提供は、内容に応じて、各家保が発行する広報(家畜衛生情報)、メール、電話、FAX、県のホームページ等を活用して行う。毎月の情報提供を基本とするが、特に周知する必要がある場合はその都度実施する。

(2) 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員向けの提供方法 農場は、外国人従業員が使用する言語にも対応した飼養衛生管理基準の内容にかかるチラシの 作成や日本語教育の実施などにより、周知事項等が確実に伝達されるように、情報等の提供方法 にかかる配慮を行う。県は、必要に応じて、外国人従業員に対して確実に情報等が提供されてい るか確認し、図示やチラシの多言語化等、提供方法に関するサポートを行う。

また、県は、情報提供が不十分であるなど、外国人従業員に対して情報が十分に伝達されていないと判断した場合は、農場に対して提供方法等の見直しを図るよう指導する。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

1 年間指導スケジュール

(1)基本方針

県は、年間指導スケジュール(別添)に沿って、各農場への立入り等を行う。なお、スケジュールは、指導状況等により柔軟に対応し、必要に応じて、適宜、見直しを行う。

不遵守項目が確認された農場については、改善に必要な費用や手続きなどに応じた期限を定めて、改善が確認されるまで計画的に指導を行う。

また、指導にかかる取組事例を家畜保健衛生所内で共有するなどし、指導強化を図っていく。

(2) 指導等の実施方法

県は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告や、法第 51 条に基づく立入検査等によって不遵守項目を確認した場合、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の規定による指導及び助言並びに勧告等を行う。その場合、国の示す指導の手引きや通知等を踏まえ、詳細については別に要領を定めて実施する。また、法第 34 条の 2 に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令も同様に取り扱うこととする。

ア 指導及び助言

県は、法第 12 条の4に基づく定期の報告や、法第 51 条に基づく立入検査等によって不遵 守項目を確認した場合、改善を促してもなお当該家畜の所有者が不遵守事項の改善を行わない 場合など、その必要性を判断し、法第 12 条の5に基づき、指導及び助言を行う。

指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、 合理的な期限を設定し、文書を交付して指導及び助言する。

イ 勧告

県は、前項アの結果、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第12条の6第1項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

また、勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、期限を定めて、文書を交付する。

ウ 命令

県は、前項イの結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第 12 条の 6 第 2 項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

エ 命令違反者の公表

法第 12 条の 6 第 3 項及び第 34 条の 2 第 3 項の命令違反者について、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を原則速やかに公表するととも

に、国へ報告するなど、適切に対応する。

(3) 定期報告

県は、指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養に係る衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、7月末までに国へ報告する。

また、法第12条の5の規定による指導及び助言、同条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、4半期ごとに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

| 協議会等の種類 | 構成 | 設置時期 | 事務局 | 協議内容 |
|---|---|------|-------------------|--|
| 中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議 | 4農政局9県※ | 既設 | 持ち回り | ・家畜伝染病の発生状況 ・飼養衛生管理にかかる指 導方針など |
| 東海四県家畜防疫·衛 生推進会議 | 愛知県、岐阜県 三重県、静岡県 | 既設 | 持ち回り | 同上 |
| 東海四県家畜衛生主任 者会議 | 同上 | 既設 | 持ち回り | 同上 |
| 東海四県家畜衛生担当 者会議 | 同上 | 既設 | 持ち回り | 同上 |
| 県境防疫会議 | 県境で接する 家保 | 既設 | 持ち回り | 同上 |
| 各家畜保健衛生所によ る家畜衛生推進会議の 活用 | 関係市町村畜 産関係課 畜産経営者 関係獣医師 生産者団体 | 既設 | 各家畜保健衛生所 | ・家畜伝染病等にかかる関係機関への情報発信 ・関係機関にかかる情報の 県関係課への伝達等 |
| 岐阜県家畜伝染病対策 要領に基づくフェーズ (発生状況)に応じた 組織の活用 | 県関係課 | 既設 | 岐阜県農政部 家畜防疫対策課 | ・県の飼養衛生管理基準 の遵守状況及び今後の 対応方針 ・豚熱及びアフリカ豚熱 への県の対応方針 ・家畜伝染病発生農場の 再開状況等 |

[※]関東・東海・北陸・近畿の4農政局及び岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、富山県、石川県、 福井県、長野県の9県

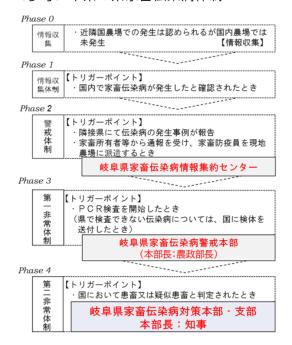
Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

県内において、家畜伝染病の発生あるいは疑い事例が確認された場合の対応は以下のとおりであ

る。

- ・全県下の同種の家畜の異状の有無の確認
- ・周辺農場にかかる立入検査の実施
- ・疫学関連調査の実施
- ・家畜衛生情報等による農家や関係機関への情報周知や飼養衛生管理基準の再点検の実施依頼 また、本県では、家畜伝染病発生時において迅速に対応するために、発生状況に応じた5段階の 体制に分類し、各段階に応じ、家畜防疫対策を主務とする課及び家畜保健衛生所が中心となり、関 係所属及び機関と緊密に連携の上、対応する体制をとっている。

<参考>本県の県家畜伝染病体制



Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

1 県内の観光農場

県内には、動物園や動物ふれあい公園、乗馬施設など、動物の展示やふれあいを目的とするもので、法律上の規定のある動物を飼養する 35 施設の観光農場がある(令和 5 年 3 月末現在の動物取扱業登録による)。

観光農場は、動物の見学やふれあい体験等を目的としており、畜産農場のような立入制限ができないため、あらかじめ衛生管理区域出入口における手指及び靴の消毒実施など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際に病原体の持込み及び持出しを防止するためのマニュアルを作成し、平常時の対応、非常時の対応に備える必要がある。県は、立入りの際などに当該規則を確認し、その内容が適切かどうか、必要に応じて指導を行う。

(参考1)令和6~8年度における重点的に指導等を実施すべき項目(重点指導項目)の優先項目等(岐阜県飼養衛生管理指導等計画第三章に対応)

【令和6年度】

| 家畜区分 | 重点指導項目 | 理由 | 時期 |
|-------|-------------------------|-------------|--------|
| 牛、水牛、 | ・家畜の所有者の責務【1】 | ・野生いのししの豚熱陽 | ・通年 |
| 鹿、めん | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | 性事例の継続、国内外 | ・定期立入り |
| 羊及び山 | への周知徹底【3】 | の鳥インフルエンザの | 等に合わせ |
| 羊 | ・記録の作成及び保管【4】 | 発生状況を受け、各畜 | て実施する |
| | ・衛生管理区域の設定【8】 | 種の重点指導項目の | |
| | ・埋却等の準備【10】 | 内、農場へのウイルス | |
| | ・衛生管理区域に立ち入る車両等の消毒【17】 | 侵入防止及び農場から | |
| | ・衛生管理区域から退出する車両等の消毒【34】 | のウイルス拡散防止に | |
| | ・特定症状が確認された場合の早期通報【37】 | かかる項目を優先して | |
| 豚及びい | ・家畜の所有者の責務【1】 | 実施 | |
| のしし | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | | |
| | への周知徹底【3】 | | |
| | ・記録の作成及び保管【4】 | | |
| | ・衛生管理区域の設定【8】 | | |
| | ・埋却等の準備【10】 | | |
| | ・処理済みの飼料の利用【21】 | | |
| | ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止【23】 | | |
| | ・畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使 | | |
| | 用並びに手指の洗浄及び消毒【25】【26】 | | |
| | ・畜舎外での病原体による汚染防止【28】 | | |
| | ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、 | | |
| | 点検及び修繕【29】 | | |
| | ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒【32】 | | |
| | ・特定症状が確認された場合の早期通報【39】 | | |
| 鶏、あひ | ・家きんの所有者の責務【1】 | | |
| る、うず | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | | |
| ら、きじ、 | への周知徹底【3】 | | |
| だちょ | ・記録の作成及び保管【4】 | | |
| う、ほろ | ・衛生管理区域の設定【7】 | | |
| ほろ鳥及 | ・埋却等の準備【8】 | | |
| び七面鳥 | ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに | | |
| | 使用【14】 | | |
| | ・家きん舎に立ち入る者の手指消毒【20】 | | |
| | ・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用【21】 | | |

| | ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、 |
|---|------------------------|
| | 点検及び修繕【24】 |
| | ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒【27】 |
| | ・特定症状が確認された場合の早期通報【34】 |
| 馬 | ・家畜の所有者の責務【1】 |
| | ・衛生管理区域の設定【6】 |

【令和7~8年度】

| 家畜区分 | 重点指導項目 | 理由 | 時期 |
|-------|------------------------|-------------|--------|
| 牛、水牛、 | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | ・飼養衛生管理の向上の | ・通年 |
| 鹿、めん | への周知徹底【3】 | ため、PDCAを要す | ・定期立入り |
| 羊及び山 | ・記録の作成及び保管【4】 | る項目、早期通報につ | 等に合わせ |
| 羊 | ・特定症状が確認された場合の早期通報【37】 | いて継続的に実施 | て実施する |
| 豚及びい | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | | |
| のしし | への周知徹底【3】 | | |
| | ・記録の作成及び保管【4】 | | |
| | ・特定症状が確認された場合の早期通報【39】 | | |
| 鶏、あひ | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | | |
| る、うず | への周知徹底【3】 | | |
| ら、きじ、 | ・記録の作成及び保管【4】 | | |
| だちょ | ・特定症状が確認された場合の早期通報【34】 | | |
| う、ほろ | | | |
| ほろ鳥及 | | | |
| び七面鳥 | | | |
| 馬 | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等 | | |
| | への周知徹底【3】 | | |
| | ・記録の作成及び保管【4】 | | |

(参考2) 令和6年度 サーベイランススケジュール (重点実施事業)

| 家畜 | 対象疾病 | 目的 | 地域 | 期間 | 検査対象 | 検査方法 |
|-------------|--------------|-----------------------|------------|-----------------|--------------|------------|
| + | 口蹄疫 | 早期発見 | 県内全域 | 通年 | 県内で飼養されて | 飼養牛の臨床検査・ |
| | | | | | いる牛 | 類似した症状を呈す |
| | | | | | | る牛の病性鑑定 |
| | ヨーネ病 | 侵入防止 | 県公報により公 | 通年 | 搾乳牛、肉用繁殖 | 施行規則第9条別表 |
| | | | 示した地域(県 | | 牛及びそれらの候 | 第1に定める検査法 |
| | | | 下 1/2) | | 補牛(生後 180 | |
| | | | | | 日未満を除く) | |
| | 牛伝染性 | 感染拡大防止、 | 県内全域 | 通年 | 公共牧場への上牧 | エライザ検査 |
| | リンパ腫 | 侵入防止 | | | 牛及び県外導入牛 | |
| | | | | | | |
| 豚 | 豚熱 | ワクチン接種農 | 県内全域 | 通年 | 豚熱ワクチンを接 | エライザ検査 |
| د۱ | | 場の免疫付与状 | | | 種している全農場 | |
| のし | | 況の確認 | | | | |
| Ĭ | アフリカ | 国内への侵入及 | 県内全域 | 通年 | 県内で使用されて | PCR検査 |
| | 豚熱 | び発生の予察 | | | いる豚・いのしし | |
| | | | | | | |
| | 口蹄疫 | 早期発見 | 県内全域 | 通年 | 県内で使用されて | 飼養豚の臨床検査・ |
| | | | | | いる豚・いのしし | 類似した症状を呈す |
| | | | | | | る豚の病性鑑定 |
| | オーエス | 清浄性の維持 | 県内全域 | 通年 | 繁殖豚、繁殖候補 | エライザ検査、ラテ |
| | キー病 | | | | 豚、その他 | ックス凝集反応又は |
| | | | | | | 中和試験 |
| 野 生 | 豚熱 | 感染状況の確認 | 県内全域 | 通年 | 死亡いのしし、捕 | エライザ検査、PC |
| い | | | | | 獲いのしし | R検査 |
| のし | | | | \ / | | D 0 D 14 + |
| L | アフリカ | 国内への侵入及 | 県内全域 | 通年 | 死亡いのしし、捕 | PCR検査 |
| | 豚熱 | び発生の予察 | | | 獲いのしし | |
| | | F1 #11 27% F1 | 国由人 | マケ | | ナニノ业や木 ・ |
| 家 き ん | 高病原性 | 早期発見 | 県内全域 | 通年 | 採卵鶏、肉用鶏、 | エライザ検査、寒天 |
| 6 | 鳥インフ ルエンザ | | | | きじ等 | ゲル内沈降反応 |
| | ニューカ | 成決理の接及な | | 净左 | 括 地 板 | 川 |
| | | 感染鶏の摘発及 び抗体保有状況 | 県内全域 | 通年 | 種鶏、採卵鶏、肉 | │別抗体検査 |
| | ッスル病 | ひ抗体保有状況 の把握 | | | 用鶏 | |
| | | ツた姓 | | | | |